

株式会社 埼玉りそな銀行

この書面には、ご投資にあたって特にご注意いただきたい事柄や、この商品のリスク、手数料などの費用、商品の特徴などについて記載しております。お申込みの前にこの書面を十分お読みいただき、よくご理解いただいた上でご投資ください。なお、この商品やこの書面に関するお問合せは、下記までお願いいたします。（この書面は、金融商品取引法第37条の3（契約締結前の書面の交付）に基づき作成しております）

りそなコミュニケーションダイヤル 0120-77-3192

〔ご相談（サービスコード①#）の受付時間は平日9時～21時となります。〕

1 この商品の概要について（金融商品取引契約の概要）

- ◇ この商品は投資信託です。投資家から集めた資金をひとつにまとめ、運用の専門家が有価証券等に分散投資し、その運用成果を投資家に対して分配する仕組みに特徴があります。（運用成果はマイナスとなることがあります）
- ◇ 募集・買付・換金等の取扱いは、株式会社埼玉りそな銀行（販売会社）が行い、設定・運用は、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社（委託会社）が行います。
- ◇ ファミリーファンド方式により、日本を除く世界の株式と債券に、原則として50%ずつ投資します。株式部分は、主に日本を除く世界の好配当の「環境力企業」に投資します。債券部分は、主に日本を除く先進国の好金利ソブリン債（国債等）に投資します。環境力企業とは以下のような企業のことをいいます。
 1. 地球温暖化防止のための具体的目標を策定、実行している企業。
 2. 付加価値の高い地球環境関連技術を有する企業や環境配慮がなされたプロジェクトに対して投資や融資の形で積極的な支援を行う金融機関。
 3. 環境マネジメントシステム（※）を導入するなど、環境配慮を経営課題のひとつとして位置づけている企業。

（※）企業が自主的、積極的に環境保全のために取る行動を計画・実行・評価することであり、国ごとに定められている規格のほか、世界共通の規格としてISO（国際標準化機構）のISO14000シリーズなどがあります。

 4. 環境に配慮した製品開発を中核とする企業。

（注）上記は当ファンドが投資する世界の環境力企業の定義の一例であり、必ずしもすべての組入銘柄にあてはまるとは限りません。

2 この商品のリスクと留意点

投資信託に共通する特に注意が必要な点

- 「投資元本」および「分配金」が保証されている商品ではありません。
- 値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。基準価額が下落すると、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。
- 投資信託に生じた利益および損失は、ご購入されたお客さまに帰属します。
- 預金ではないため、預金保険の対象外であり、また投資者保護基金の対象になりません。
- クーリングオフ（金融商品取引法37条の6の規定）の適用はありません。

当ファンドの主なリスクは以下のものがあります。

□ 市場リスク

◇ 株式に関するリスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映し、変動します。投資している銘柄の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。

◇為替に関するリスク

外貨建資産に投資を行いますので、為替レートの影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により変動します。投資している国の通貨が円に対し弱く（円高）になると、投資資産の円貨換算額が減少するため、基準価額の下落要因となります。

※当ファンドは、原則、為替リスクを回避するためのヘッジは行いません。

◇債券に関するリスク

投資している国の金利水準が変動すると、その国の通貨で発行されている債券価格も変動するため、基準価額の変動要因になります。

一般に債券は固定金利で発行されますが、固定金利の債券について、金利と債券価格は反対に動く性格があります。金利が上昇すると、新たに発行される債券の金利も高くなりますので、それ以前に発行された債券は魅力が低下するため価格は下落する傾向があります。そのため、金利が上昇した場合投資しているファンドの基準価額の下落要因となります。また、償還までの期間が長い債券ほど、価格の変動幅が、残存期間の短いものに比べ、大きくなる傾向があります。

□信用リスク

投資している国の経済情勢や、有価証券の発行体（国や企業等）の経営・財務状態、財政状態等が悪化した場合、その有価証券の価格が下落し、その結果ファンドの基準価額が下落することがあります。また、発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることがあり、ファンドの基準価額の下落要因となります。

□その他のリスク

◇流動性リスク

有価証券等を売却する場合は、市場等で取引の相手を探すことになりますが、希望価格での取引相手が見つからない場合あるいは取引の相手自体が見つからない場合には、予定していた売却ができないことや売却のタイミングを逃すことで不測の損失を被ることがあり、ファンドの基準価額の下落要因となります。

一般的に市場規模や取引量が小さい銘柄を売却する際は、流動性リスクが高くなります。

その他の主なご留意事項としては以下のものがあります。

◇環境力企業への投資に関する留意点

環境力企業の選定にあたっては、環境対策の技術力を持つ企業だけではなく、環境に配慮した経営方針を打ち出している企業や、環境力企業に対して金利優遇等の形で支援を行っている金融機関も投資対象に含みます。

当ファンドは環境力企業中心に投資しますが、市場環境等の変化によっては、環境力企業ではない企業に投資する可能性もあります。

3 費用について

◇この投資信託を購入・保有・換金されるにあたって必要な費用は次の①～③の合計額となります。なお、②の信託報酬については、保有日数に応じて、ご負担いただきます。

①お申込み時に直接ご負担いただく費用

申込手数料：取得申込総金額に応じて下記料率を申込受付日の翌営業日の基準価額に乘じて得た金額

取得申込総金額	手数料率
3,000万円未満	2.625%(税込)
3,000万円以上5,000万円未満	2.100%(税込)
5,000万円以上1億円未満	1.050%(税込)
1億円以上3億円未満	0.525%(税込)
3億円以上	なし

※取得申込総金額とは、お申込みの際しお支払いいただく金額の総計で、税込みのお申込手数料を含みます。

② 保有期間中に間接的にご負担いただく費用

信託報酬：信託財産の純資産総額に対して年率1.5855%（税込）

その他の費用：監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用等は、信託財産中からご負担いただきます。これらの費用の合計額は、事前に計算できないため、その額や計算方法を記載しておりません。

③ 途中換金時に直接ご負担いただく費用

信託財産留保額：ありません

4 お申込み（買付）について

◇お申込受付日は、パリの銀行休業日またはパリの祝休日以外の営業日となります。

◇お申込価額は、お申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

◇お申込単位は、1万円以上1円単位となります。

※ただし、りそなダイレクトでは、1万円以上1,000円単位となります。

5 収益の分配について

◇毎月10日（休業日の時は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

◇収益分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定しますので、委託会社の判断で分配を行わない場合もあります。

◇分配金は「再投資」タイプと「定期引出」タイプの選択が可能です。なお、「再投資」を選択された場合の収益分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額により自動的に手数料なしで全額再投資されます。「定期引出」を選択された場合の収益分配金は、税金を差し引いた後、原則として決算日の翌営業日に支払われます。

6 ご換金（解約・買取）について

◇換金受付日は、パリの銀行休業日またはパリの祝休日以外の営業日となります。

◇換金価額は、換金受付日の翌営業日の基準価額となります。

◇換金代金は、原則として換金の受付日から起算して5営業日目以降にお支払いいたします。

◇換金単位は、1口以上1口単位、もしくは1円以上1円単位となります。

※ただし、りそなダイレクトでは、1口以上1口単位となります。

7 税金について

◇個人のお客さまの課税

収益分配金（普通分配金）の額ならびに解約時および償還時の個別元本超過額、買取時の取得価額超過額は、10%（所得税7%、住民税3%）の税率により課税されます。平成21年1月1日以降、税率は20%（所得税15%、住民税5%）になりますが、2年間は、一定の金額までは10%（所得税7%、住民税3%）が維持されます。なお、解約差損益および償還差損益は、上場株式等の譲渡損益とみなされ、譲渡益が発生した場合、原則として、確定申告が必要です。また、譲渡損が発生した場合は、普通分配金についても確定申告を行えば、両者の損益通算が可能となります。

◇法人のお客さまの課税

収益分配金（普通分配金）の額ならびに解約時および償還時の個別元本超過額に対して、7%（所得税7%）の税率による源泉徴収が行われます。なお、平成21年4月1日以降は15%（所得税15%）の税率が適用されます。

※税制については平成20年8月31日現在の内容について記載しておりますが、今後変更される可能性があります。個別の税務相談などについては、お近くの税務署か税理士にご相談ください。

8 その他

◇信託期間は無期限です。ただし、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したとき、委託会社は受託会社（りそな信託銀行株式会社）と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還をさせることができます。

◇投資信託のお申込みの有無によって、当社とのお取引へ影響を及ぼすことはありません。

ご購入いただくまでに、目論見書の記載内容を必ずご確認ください。

株式会社埼玉りそな銀行（本店所在地：埼玉県さいたま市浦和区常盤七丁目4番1号） 登録金融機関 関東財務局長（登金）第593号 ●主な事業：銀行業
●設立日：平成14年8月27日 ●当社が行う登録金融機関業務の内容及び方法の概要（内容の概要：公共債及び投資信託等の有価証券の販売その他の取扱及び店頭デリバティブ取引等 方法の概要：店頭・訪問・インターネット・電話等） ●加入している金融商品取引業協会：日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会
●この商品において、当社が加入しまたは対象事業者となっている認定投資者保護団体は、ありません。